

資 料

（個人住民税関係）

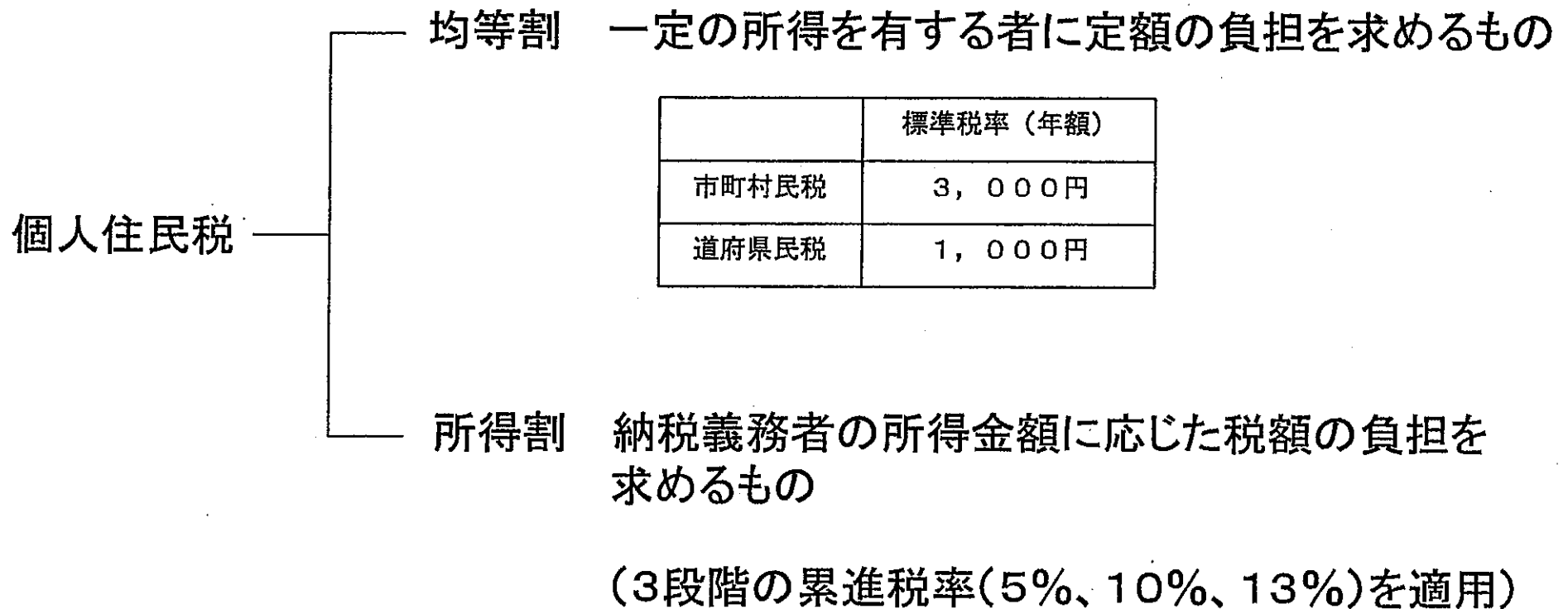
目

次

・ 個人住民税の概要	1
・ 個人住民税収の推移	2
・ 道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成14(2002)年度決算額）	3
・ 納税義務者及び人的非課税の範囲	4
・ 個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移	5
・ 均等割の平均税率等の推移	6
・ 平成16年度の税制改正に関する答申（抄）	7
・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート	8
・ 個人住民税・所得税の税率構造の推移（イメージ図）	9
・ 退職所得の課税方式（個人住民税）	10
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	11

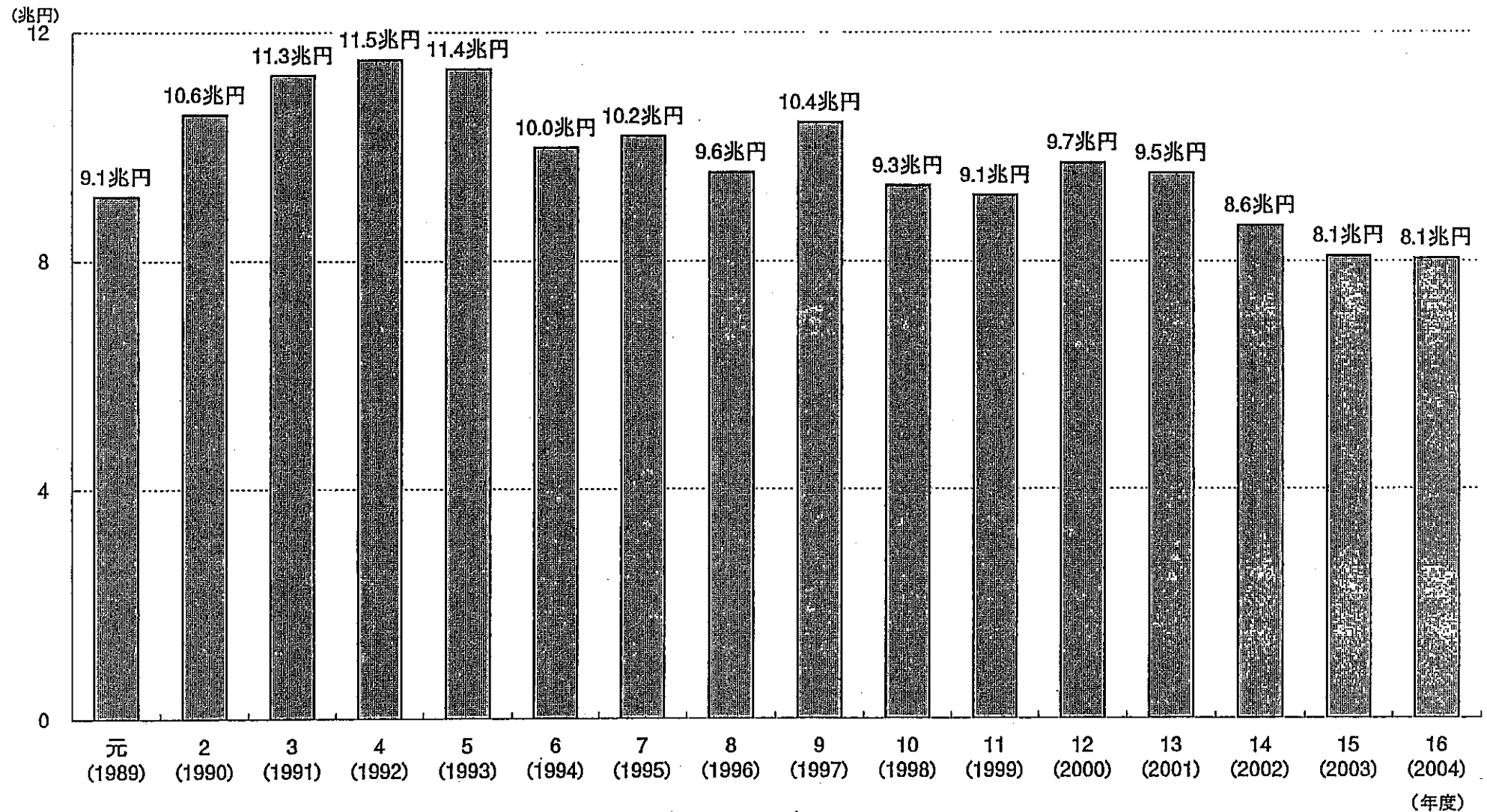
個人住民税の概要

- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 個人住民税は、住所を有し、かつ一定の所得を有する個人に、その者が住む市区町村(都道府県)が負担を求めるもの。



(注) このほか、個人に課される住民税として、道府県民税利子割、配当割及び株式等譲渡所得割がある。

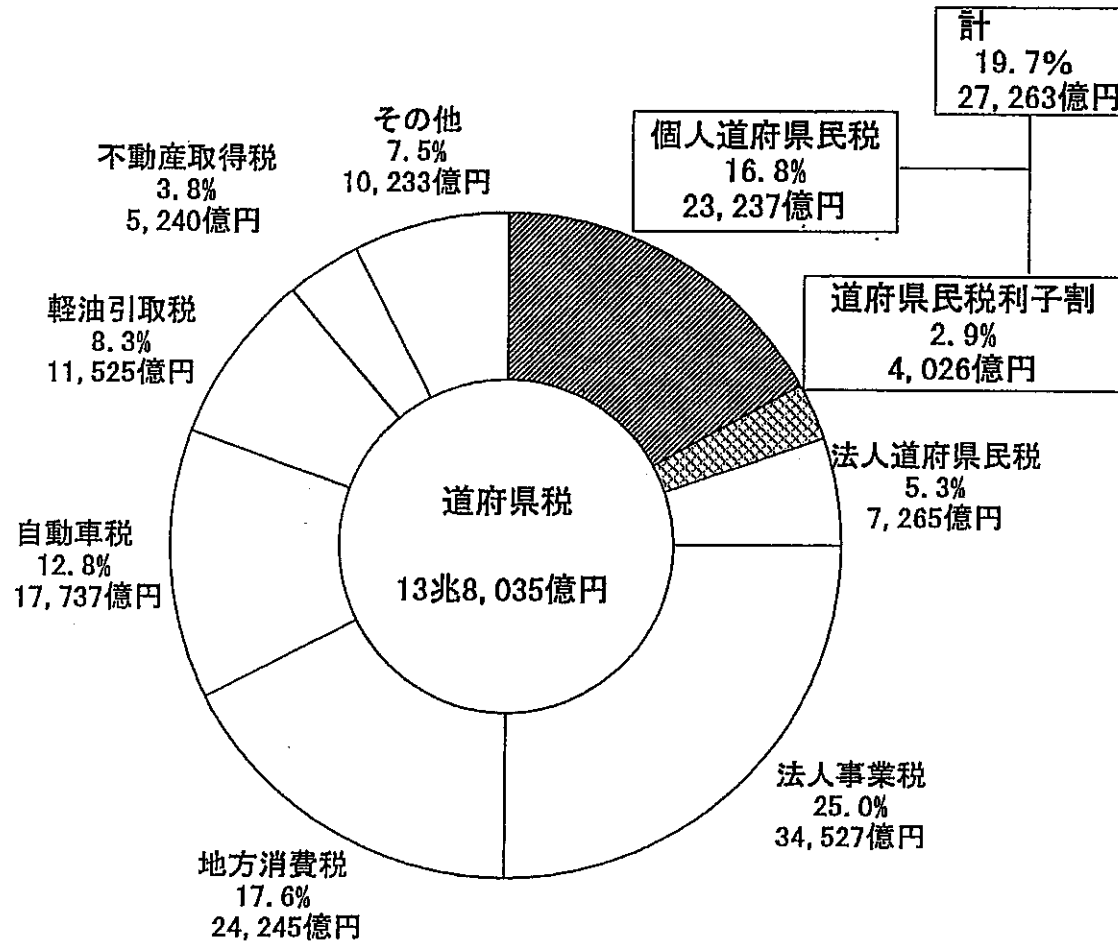
個人住民税収の推移



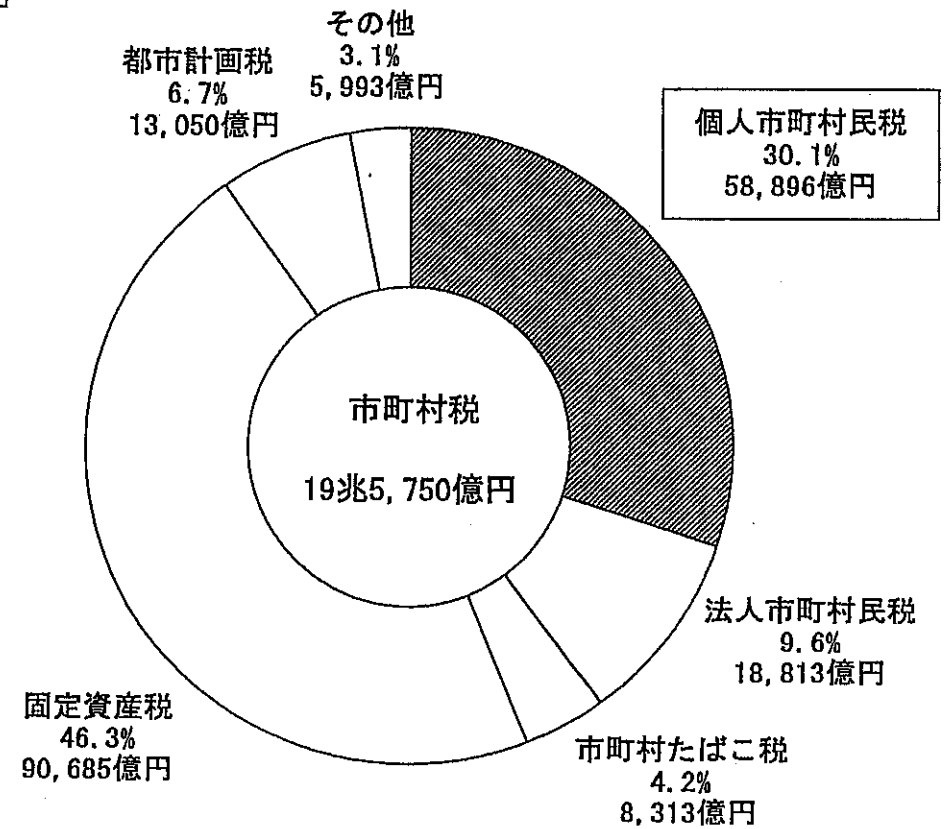
(注) 個人住民税収の平成14年度以前は決算額、平成15年度は決算見込額、平成16年度は地方財政計画額による。
 個人住民税収は、個人住民税均等割、所得割及び道府県民税利子割の合計額である。ただし、平成15年度以後は道府県民税配当割を含み、平成16年度は道府県民税株式等譲渡所得割を含む。

道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成14（2002）年度決算額）

道府県税



市町村税



- (注) 1 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 2 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 3 構成比は、各税目毎に四捨五入し、端数は「その他」で調整している。

納税義務者及び人的非課税の範囲

・ 納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人 イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額及び所得割額の合算額 均等割額

・ 人的非課税の範囲

区 分	概 要										
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、65歳以上の者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 （②については、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）										
イ 均等割が非課税とされる者	・ 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 一定の基準＝$\left\{ \begin{array}{c} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times$ <table><tr><td>35 万円</td><td>生活保護基準の級地区分の 1 級地</td><td rowspan="3">+</td><td>22 万円</td></tr><tr><td>31.5万円</td><td>〃 2 級地</td><td>19.8万円</td></tr><tr><td>28 万円</td><td>〃 3 級地</td><td>17.6万円</td></tr></table> （注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。	35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	+	22 万円	31.5万円	〃 2 級地	19.8万円	28 万円	〃 3 級地	17.6万円
35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	+	22 万円								
31.5万円	〃 2 級地		19.8万円								
28 万円	〃 3 級地		17.6万円								
ウ 所得割が非課税とされる者	総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円を加算した金額）以下の者 総所得金額等の金額$\leq 35\text{万円} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} (+35\text{万円})$										

（注） 平成16年度改正により、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する均等割の非課税措置は、平成17年度以降、段階的に廃止（平成17年度は2分の1の額で課税、平成18年度は全額課税。）

個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移(税率＝年額)

(単位:円)

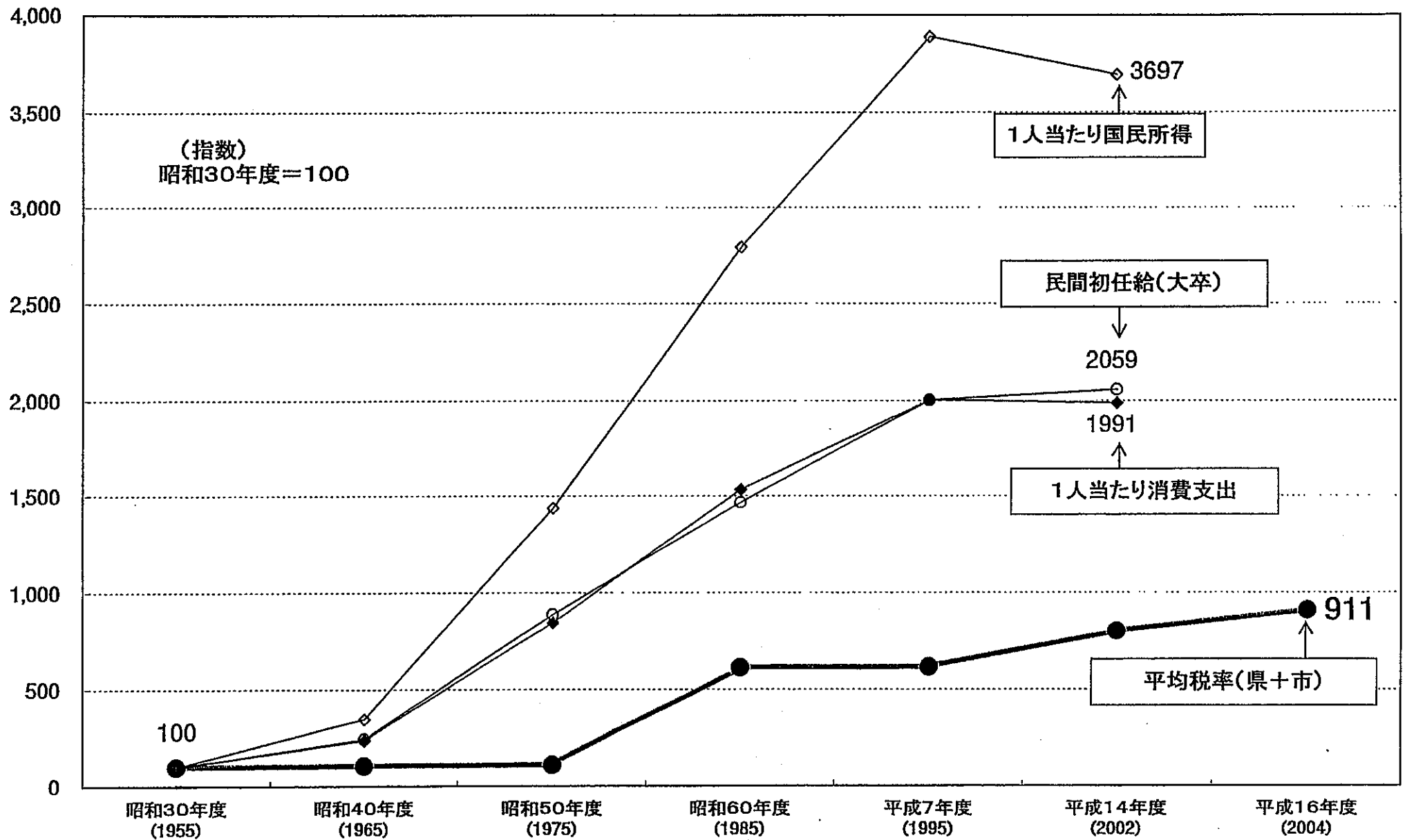
区 分（年度）			昭和25 (1950)	昭和26 (1951)	昭和29 (1954)	昭和51 (1976)	昭和55 (1980)	昭和60 (1985)	平成8 (1996)	平成14 (2002)	平成16 (2004)
市町村民税	標準税率	人口50万以上 の市	800	700	600	1,700	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000
		人口5万以上 50万未満の市	600	500	400	1,200	1,500	2,000	2,500	2,500	
		その他の市 及び町村	400	300	200	700	1,000	1,500	2,000	2,000	
道府県民税(標準税率)			—	—	100	300	500	700	1,000	1,000	1,000

(単位:億円、%)

均等割税収額 (A)	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,637	1,803
個人住民税収額 (B)	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	82,132	77,683
(A)／(B)	18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	2.0	2.3

(注)「税収額」は、平成14年度以前は決算額、平成16年度は地方財政計画額である。

均等割の平均税率等の推移



平成16年度の税制改正に関する答申（抄）

平成15年12月
政府税制調査会

二 個別税目の改正

1. 個人所得課税

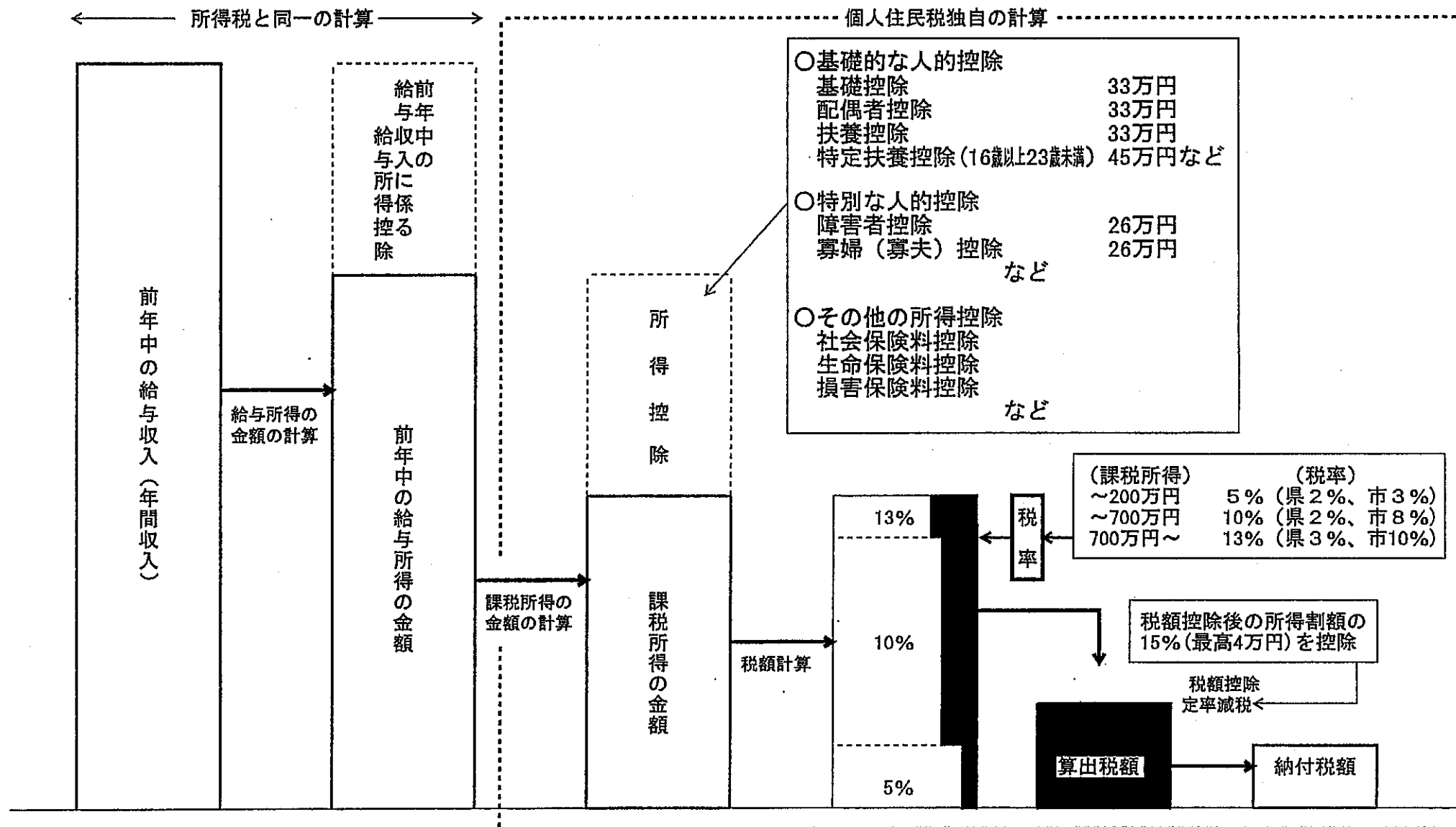
（4）個人住民税

均等割は、地方公共団体による様々な行政サービスの対価として、広く住民が地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分である。

しかしながら、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻は、いくら所得を得ていても均等割が非課税とされる。課税の公平の観点から、この非課税措置を廃止すべきである。

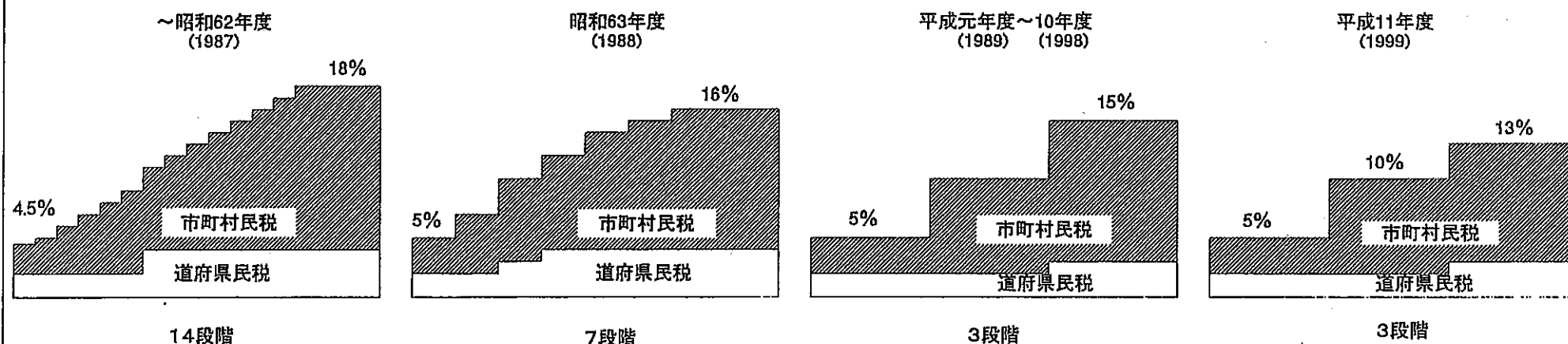
さらに、均等割の税率は、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっており、その税率の引上げを図る必要がある。また、市町村の行政サービスは人口規模別に見ても格差がなくなってきており、市町村民税均等割における人口段階に応じた税率区分を廃止すべきである。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート

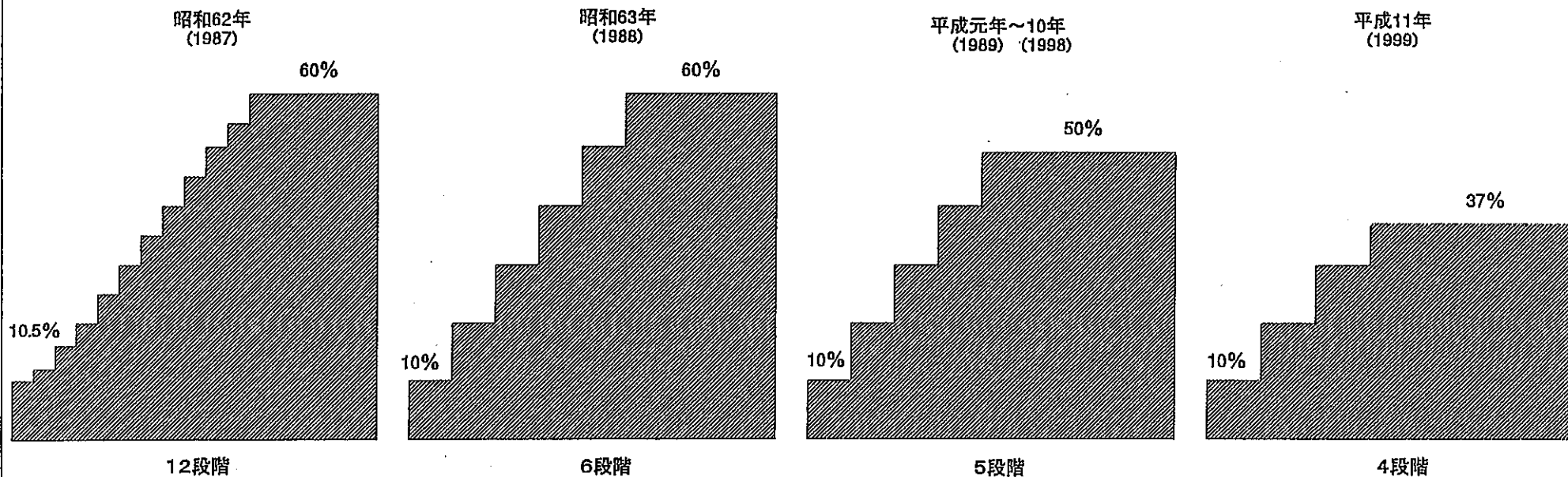


個人住民税・所得税の税率構造の推移（イメージ図）

個人住民税



所得 税



退職所得の課税方式（個人住民税）

他の所得と区分して次により現年で分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

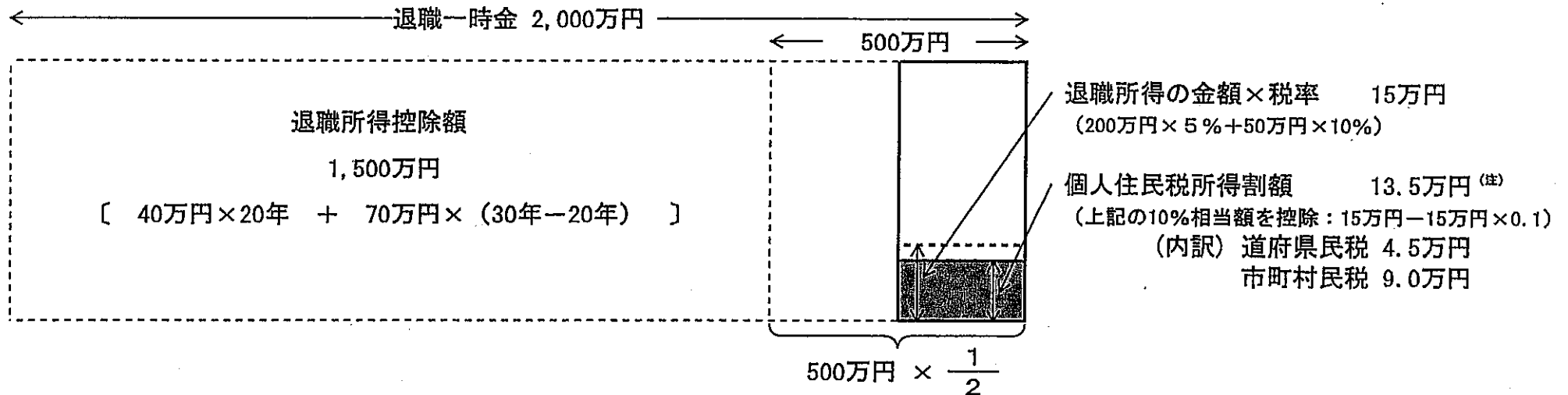
勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{個人住民税所得割額}$$

（ただし、当分の間は、上記の金額からその10分の1相当額を控除）

課税所得金額	税率	道府県民税	
		市町村民税	
200万円以下	5%	2%	3%
700万円以下	10%	2%	8%
700万円超	13%	3%	10%

（例）勤続年数30年の場合



（注）退職所得に係る個人住民税所得割額は、収入金額から退職所得控除額を控除した金額に応じ、地方税法別表第一及び第二（簡易税額表）に掲げる税額とされている。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年6月
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

(3) 個人住民税のあり方

① 基本的考え方

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えていることなどを踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

② 所得割

所得割の所得控除及び課税最低限については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税より低い水準で設定すべきである。

③ 均等割

均等割の税率は、これまで数次にわたり改正が行われてきたが、国民所得等の推移と比較すると、なお低い水準にとどまっている。

均等割の税率について、人口段階区分に応じた税率の格差の縮小を含め、その水準の見直しを図る必要がある。

また、生計同一の妻に対する非課税措置については、男女共同参画社会の進展を踏まえ、個人単位課税の観点からそのあり方を見直す必要がある。